

← 鉄道のまち「横川」と一緒に歩く  
「集落支援員」、募集。

ANNAKA GUIDE MAP



## 安中市ってどんなまち？

群馬県の西部に位置する安中市は、年間を通して日照時間が長く、雪がほとんど降らない、とても暮らしやすい地域です。

緑豊かな自然に囲まれ、日本三大奇勝のひとつ「妙義山」や、ぐんま三大梅林のひとつ「秋間梅林」など、四季折々の美しい景観を楽しむことができます。

### -横川地区のいま-

横川地区は、日本の近代化と地域の産業や文化に大きな役割を果たしてきた鉄道施設や、鉄道以前の通行の要であった関所跡など、貴重な資産が集積しています。

それらを踏まえた「道の駅」構想や碓氷峠鉄道施設群の世界遺産登録に向けた動きなど、地域資源のさらなる活用が検討されています。

一方で、人口の推移を地区別で見ると、人口減少が顕著な地区の1つが横川地区です。人口減少は、地域の構造や、人々のつながり方、暮らし方に影響を及ぼすと考えられ、地域経済や地域コミュニティの縮小、行政サービスの質の低下や量の減少などが懸念されています。

### -横川地区で始まる-

そこで安中市では、横川地区を支え、地域資源を守り、未来へ引き継いでいくために新たなコミュニティを組織して活動していただける、『横川地区集落支援員』を募集します。

### -地域を支える仕事に、興味はありますか？-

地域の皆さんと協力しながら、「地域づくり」と「観光」を横川地区から盛り上げていただく活動です。

## 1. 主な活動内容

(1) 地域点検に関する活動

(2) 地域点検の結果を活用し、地域の現状、課題、あるべき姿についての話し合いを促進

する活動

(3) 地域点検や地域のあり方に関する話し合いを通じて必要と認められる地域の維持、活

性化対策の積極的な実施を図る活動

(4) 地域と市とをつなぐ窓口としての活動

(5) 移住者を地域に受け入れるために必要な活動

## 2. 活動内容とビジョン

### 活動①: 横川地区で新たなコミュニティを組織

---

地域の皆さんをはじめ、横川に根付く企業の皆さんなど、垣根を超えたメンバーで構成される横川地区ならではのコミュニティを組織してください。

### 活動②: 新たなコミュニティにおいて、地域課題の発掘、あるべき姿についての話し合い

---

新たなコミュニティの皆さんと意見交換の場を設けてください！

メインテーマは「地域づくり」と「観光」。

### 活動③: 話し合いを通じて出た意見の具現化

---

話し合いを通じて必要と認められる地域の維持、活性化対策の積極的な実施を図る活動をお願いします！

また、集落支援員は地域と行政の架け橋。地域で出た意見を行政に伝えてください。

あなたの活動が、地域の笑顔や新しい交流につながります！

### ○ 全体を通して

---

## チームワークを大切に

地域のサポート役として活動していただくことを望みます。

市役所の担当課、そして他の集落支援員、現役地域おこし協力隊、地域おこし協力隊OB・OGのメンバーとも協力・連携しながら、チームで地域の未来を育てていきましょう。

また、安中市では、

・集落支援員と地域おこし協力隊が月に1回活動を報告し合い、協力隊やその関係者とコミュニケーションがとれる機会のある定例会の開催

・必要な研修への参加調整

などの支援員の方々へのバックアップ体制を整えています。

### 3. 求める人物像

- (1) 地方創生や地域活性化に興味・関心がある方
- (2) 人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方
- (3) 組織する新たなコミュニティを継続していく意思のある方
- (4) チームプレーや組織での活動が好きな方
- (5) 「縁の下の力持ち」という言葉にビビッとくる方

### 4. 応募条件

安中市集落支援員募集要領の内容を理解した上で、下記(1)～(4)の要件を満たす方

- (1) 心身が健康で、地域活性化に意欲と行動力があり、住民と積極的に交流できる方
- (2) 日々の活動報告、本市の魅力等について、PR活動ができる方
- (3) SNSをはじめとする情報発信ツールの一般的な操作ができる方
- (4) 法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる方

※年齢制限はありません。

### 5. 身分・待遇・福利厚生

- (1) 安中市集落支援員(兼任支援員)として市長が委嘱します。
- (2) 安中市との雇用関係はありません。
- (3) 活動中の事故に対応するため、市が掛け金を負担し、傷害保険に加入します。
- (4) 活動に必要な経費は、協議の上、予算の範囲内で補助します。

※ 物品購入の際、物品の所有権は原則、安中市となります。

※ 委嘱2年目以降に要望がございましたら専任支援員として委嘱します。

## 6. 委嘱期間

委嘱予定日から令和9年3月31日まで

※ 1年単位で、延長することができます。双方協議の上、判断します。

## 7. 報償費

1時間当たり1,200円

※ 支給時に、源泉所得税が控除されます。

※ 賞与、時間外手当、退職金はありません。

※ 1月当たり27時間を超えない範囲での活動となります。

※ 年間390,000円までが上限となります。

## 8. 応募受付期間

令和8年7月15日(※必着)まで

※ 応募状況によっては、期間が延長又は短縮される場合があります。

## 9. 募集人数

1名

## 10. 応募方法

次の書類を郵送・窓口持参のいずれかの方法で、下記【提出先】まで提出してください。

(1) 安中市集落支援員応募用紙 1部

(2) 本人確認書類の写し(表・裏の両面) 1部

---

【提出先】 安中市役所 企画政策部 地域づくり課 地域づくり係

〒379-0192 群馬県安中市安中 2-13-7(本庁舎)

TEL 027-382-1111(内線 1036) E-mail [iju-teiju@city.annaka.lg.jp](mailto:iju-teiju@city.annaka.lg.jp)

午前8時30分～午後5時15分(※土日祝日を除く)

## 11. 選考の流れ

### (1) 第1次選考(書類選考)

応募書類を基に選考し、結果は応募者全員に文書で通知します。

※書類の内容について、電話等で確認することがありますのでご了承ください。

### (2) 第2次選考(面接) 日程:令和8年7月29日(水)

第1次選考合格者を対象に面接を行い、支援員候補者を決定します。

※面接の詳細は、対象者に別途通知します。なお、会場までの交通費等は、応募者負担となります。

### (3) 最終選考結果の通知

最終結果は、第2次選考の参加者全員に文書で通知します。

※(1)から(3)を通して、選考内容については、お答えできません。

### (4) 活動開始日

令和8年10月1日から令和9年3月31日までを予定しています。(着任日は支援員候補者と調整し、決定します。)委嘱日は10月1日を予定していますが、着任日は別途協議します。

問い合わせ先

安中市役所 企画政策部 地域づくり課 地域づくり係

〒379-0192 群馬県安中市安中 2-13-7(本庁舎)

TEL : 027-382-1111(内線 1036)

E-mail : iju-teiju@city.annaka.lg.jp

午前8時30分～午後5時15分(※土日祝日を除く)